

岩手県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 奥州市江刺区米里字舘沢1の34から1の36まで・1の50から1の54まで・字古歌葉64の50から64の55まで（以上14筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 指定理由の消滅